

## 【Q 定款変更の手続き】

**Q 社会福祉法人の定款変更の手続きを教えてください。**

A

社会福祉法人の各種定款変更に伴う申請手続きの共通的な注意事項は次のとおりです。

## 1 申請等書類の提出部数・提出先

## (1) 提出部数

申請等書類種別	提出部数	内 訳	備 考
定款変更認可申請書	2 通	正本 1 通	所轄庁が国となる法人は、正本 1 通、副本 2 通
基本財産処分（担保提供）承認申請書		副本 1 通	
定款変更届出書	1 通	正本 1 通	
社会福祉法人代表者変更報告書			

## (2) 提出先

所轄庁	説 明	提 出 先
国	事業が2以上の都道府県区域にわたる法人	厚生労働大臣又は近畿厚生局長
兵庫県	事業が2以上の県健康福祉事務所所管区域、指定都市、中核市域にわたる県内の法人	県社会福祉局福祉法人課
	県健康福祉事務所所管区域内の法人	各県健康福祉事務所
神戸市	市域内の法人	神戸市保健福祉局総務部監査指導課
姫路市	市域内の法人	姫路市健康福祉局保健福祉推進室
西宮市	市域内の法人	西宮市健康福祉局福祉総括室法人指導グループ
尼崎市	市域内の法人	尼崎市健康福祉局法人指導課

## 2 定款変更申請等の提出時期

定款変更は、変更認可申請が事後とならないよう十分ゆとりを持って提出してください。所轄庁の認可を受けなければ、定款変更の効力が生じません。（社会福祉法第43条第1項）

## 3 定款変更書の提出時期

定款変更の届出は、理事会（及び評議員会）の議決を得て定款変更を行った後、遅滞なく提出すること。提出を怠ると過料が科せられる場合があります。（社会福祉法第133条第3号）

#### 4 変更内容の定款準則への準拠

変更後の条文は、定款準則に準拠したものであること。

#### 5 添付資料

- (1) 議事録の写し、贈与契約書の写し等のコピーを資料として添付する場合は、必ず原本証明をしてください。
- (2) 添付する議事録等が大量となる場合は、関係部分の抄本でも可としますが、この場合、抄本である旨の証明が必要です。なお、議事録署名人が署名捺印を行ったページは省略しないでください。
- (3) 議事録は、定款変更の内容が十分読取れるよう具体的に記載してください。
- (4) 定款変更の具体的な事案により、添付資料の追加が必要となる場合があります。 《例》議案に係る説明資料

#### 6 関係法令等の遵守

社会福祉法人や社会福祉事業に関しては、様々な法令通知が出されています。定款の変更を行う場合には、関係する法令通知を十分に研究し、遺漏のないように注意してください。

#### 7 定款変更の登記手続き

当該定款変更が法人の登記事項に関するものであれば、所轄庁の認可を得た後、主たる事務所の所在地では2週間以内、従たる事務所の所在地では3週間以内に変更の登記をしなければなりません。

#### 8 社会福祉法人の合併等に関する協議

社会福祉法人の合併、分割及び解散の該当事案が生じた場合は、所轄庁と協議すること。なお、所轄庁が国となる場合の協議先は兵庫県としてください。

#### 9 所轄庁に対する届出で足りる定款の変更

社会福祉法人の定款に規定されている事項を変更しようとするときは、原則として所轄庁の認可を受けなければその効力が生じませんが、次の事項については届出で足りることとされています。

- ① 事務所の所在地の変更
- ② 基本財産の単純な増加
- ③ 公告の方法の変更

ただし、同時にこれら以外の事項の変更を行う場合は、原則どおり所轄庁の認可が必要です。